

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会

市場検証委員会（第6回）

価格転嫁・取引適正化対策に関する取組

御説明資料



令和7年12月2日

一般社団法人テレコムサービス協会

○ 沿革と会員業種

平成6年に特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足した通信事業者4団体の一つ。平成24年に一般社団法人に移行

MVNOやFVNOなどの電気通信事業者だけでなく、ネットワークインテグレータ、ISP事業、CATV事業及び地域情報化推進事業その他のICTに関連する企業並びに法律事務所など幅広い総合的通信業界団体

○ 会員

299会員(令和7年11月13日現在)全国11支部で活動(総務省地方総合通信局等と同区域範囲)

主な会員企業(会長、副会長及び常任理事会社)

ミクロク情報サービス、インターネットイニシアティブ、スターネット、インテック、富士通、日本アイ・ビー・エム、NTTデータグループ、TIS、電波新聞社、TOKAIコミュニケーションズ、トランスクスモス、日本電子計算、ビッグローブ、三菱電機デジタルイノベーション、メイテツコム

○ ビジョン

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、多様な情報通信サービスの創出、健全な競争市場の発展、安全・安心なネットワーク社会の実現を活動目標とし、これらの活動により事業者のビジネスに貢献するとともに消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉に資すること

○ 主な活動

- ・多様なネットワークサービス事業の創出 - 技術の発展や政策動向を踏まえた事業創出や課題解決等
- ・健全な競争市場の発展 - 規制緩和で実現した情報通信市場で、更なる公正なICT競争市場の発展
- ・安全・安心なネットワーク社会の実現 - 違法・有害情報への対応などICTサービスの安全性の向上

I. 労務費の適切な転嫁等に向けた取組

令和6年2月、総務省主催「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関する説明会に、協会及び会員各社が参加した。

令和6年3月の総務省総合通信基盤局長要請を受け、一般社団法人テレコムサービス協会として、同日に基盤局長要請を周知・対応依頼を発出した。

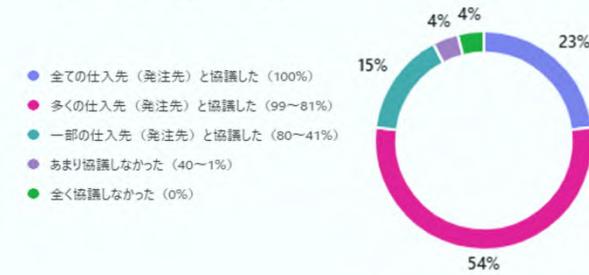
順次、自主行動計画(案)の策定に取組み、令和6年4月10日の運営幹事会(理事会下の決定機関)で、一般社団法人テレコムサービス協会「労務費の適切な転嫁等に向けた自主行動計画」を決議した。

同日に、会員向け協会ホームページに掲載すると共に、会員に周知・連絡を行った。

令和6年6月及び同12月には、労務費の適切な転嫁のための価格交渉の状況についてのアンケート調査を実施した。

また、引き続き取引の一層の適正化を図るため、本計画の実施状況について継続的なフォローアップを実施し、必要に応じた本計画の改定を行う。

3.発注側、2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先(発注先)との協議の実施状況についてお答えください。【単一回答】



2. 価格転嫁・適正取引の対策と付加価値向上に向けた取組

令和7年3月の総務大臣要請を受け、一般社団法人テレコムサービス協会として、同3月11日に大臣要請を周知・対応依頼を発出した。その際、

次の6点について、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本趣旨を周知・徹底いただくよう依頼した。

1. 下請代金支払遅延等防止法違反がないか、について自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用
2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応
3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し
4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信
5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善
6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底など

多様な業種の会員が集う弊協会ではありますが、一定の会員数が見込まれる業種の委員会等の会合において、説明・研修などを複数回実施する予定。

令和7年6月に総務省及び中小企業庁から、重層的なサプライチェーンにおける価格転嫁が進む取り組みの一環として、宣言などの周知依頼を受け、会員に対して宣言の更新及び新たに宣言を行うことを求める依頼を発出した。令和7年9月、総務省主催「中小受託取引適正化法(旧下請法)等の施行に関する説明会に、協会及び会員各社が参加した。

令和7年9月の総務大臣要請を受け、同9月11日に大臣要請を周知・対応依頼を発出した。

その際、次の3点について、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本趣旨を周知・徹底いただくよう依頼した。

1. 下請代金支払遅延等防止法・下請中小企業振興法の改正内容に関する会員企業各社への周知
2. 自主行動計画の策定、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言
3. 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

令和7年10月8日の運営幹事会(理事会下の決定機関)で、一般社団法人テレコムサービス協会「価格転嫁・適正取引の推進と付加価値向上に向けた自主行動計画」を決議した。

翌9日に、会員向け協会ホームページに掲載すると共に会員に周知・連絡を行い、10月には、価格転嫁・取引適正化に関する取り組み実施状況についてアンケート調査を実施した。

また、引き続き取引の一層の適正化を図るため、自主行動計画に基づき継続的なフォローアップを実施し必要に応じた本計画の改定や、今後は協会独自の会員向け意見交換会・講習などを行うほか、本日の市場検証委員会委員の皆さんからの客観的かつ専門的な見地による御助言も踏まえ、協会として対応して参ります。

令和7年10月以降実施している協会独自の、価格転嫁・取引適正化に関する取り組み実施状況のアンケート調査結果については、次のとおりです。

会員からの回答の状況からみまして、価格転嫁・取引適正化に関する取り組み状況につきまして、特段不十分すぎるという状況ではないとの認識ですが、現在のところ未回答の会員もありますので、今後も継続的するとともに、更なる適切な取り組みとなるよう対応して参ります。

令和7年3月の総務大臣要請の主要項目への対応状況 Ⅰ

I. 下請代金支払遅延等防止法違反への対応

下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずることなどの現行下請法第3条、第4条等の規定に違反する行為がないかを自主点検を実施した会員企業は85%（グラフ27参照）

自主点検を実施し、違反があった場合に不利益の早期回復を行うなどの改善措置を講じた上で、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出を実施したのは22%、自発的に申し出を実施していないのは56%（グラフ28参照）

令和7年3月の総務大臣要請の主要項目への対応状況 2

2.下請法等改正法施行前からの自主的な対応

「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃に向けた対応状況は、**対応出来ているが52%、概ね対応出来ているが35%。**

あまり対応出来ていないが9%、対応出来ていないが4%。(グラフ29参照)

3.最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信について、直接の取引先を超えた、更に先の取引先まで価格転嫁が可能となるような価格決定の実施については、**対応出来ているは、17%、概ね対応出来ているが61%。**

一部対応出来ているが9%、対応出来ていないが13%。 (グラフ32参照)

令和7年3月の総務大臣要請の主要項目への対応状況 3

4.「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底など

発注企業として、指針に基づいて適切な価格転嫁のため受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注企業に対しても、価格交渉を行うよう促しているかについては、対応出来ているが19%、概ね対応出来ているが52%。(グラフ36参照)

一部対応出来ているが16%、あまり対応出来ていないが4%、対応出来ていないが12%。

受注企業としては、対応出来ているが16%、概ね対応出来ているが52%。

一部対応出来ているが19%、あまり対応出来ていないが5%、対応出来ていないが5%。

(グラフ39参照)

令和7年3月の総務大臣要請の主要項目への会員の対応状況は以上のとおりです。詳細な回答状況は、参考資料として添付しています。

御説明いたしました令和7年3月の総務大臣要請の他の項目につきましても、取り組み状況につきまして、特段不十分すぎるという状況ではないとの認識です。

協会及び会員は、今後も、更なる適切な取り組みとなるよう対応して参ります

令和7年9月の総務大臣要請の主要項目への対応状況

1.自主行動計画の改正、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言

現在の自主行動計画に基づき改正についても適切に対応を行い、商慣習の見直しについても順次対応を行っている。「パートナーシップ構築宣言」の登録については、登録しているが58%、登録していないが42%（グラフ41参照）

2.警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討状況

警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費について、取引実態等に照らし、価格転嫁・交渉の対象としているは、81%、登録していないが19%（グラフ43参照）

令和7年9月の総務大臣要請の主要項目への会員の対応状況は以上のとおりです。詳細な回答状況は、参考資料として添付しています。

御説明いたしました令和7年9月の総務大臣要請の他の項目につきましても、取り組み状況につきまして、特段不十分すぎるという状況ではないとの認識です。

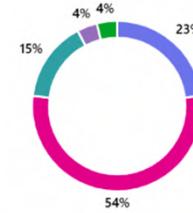
協会及び会員は、今後も、更なる適切な取り組みとなるよう対応して参ります。

自由記載の質問項目を除く。令和7年11月21日 (11:00) 現在

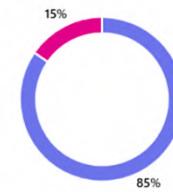
発注者としての取り組み状況1

3. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先（発注先）との協議の実施状況についてお答えください。【単一回答】

- 全ての仕入先（発注先）と協議した（100%）
- 多くの仕入先（発注先）と協議した（99~81%）
- 一部の仕入先（発注先）と協議した（80~41%）
- あまり協議しなかった（40~1%）
- 全く協議しなかった（0%）

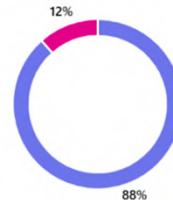


6. 直近1年間の各仕入先（発注先）との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】
 (3) 仕入先（発注先）に労務費の価格転嫁に関する資料や説明を求める場合は、公表資料を用いるよう依頼する ※既に公表資料を用いている仕入先（発注先）との取引は除く

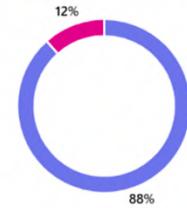


4. 直近1年間の各仕入先（発注先）との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】
 (1) 労務費の価格交渉について経営トップが関与している

- 対応できている
- 対応できていない

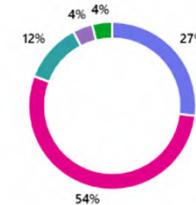


7. 直近1年間の各仕入先（発注先）との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】
 (4) サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、要請額の妥当性を判断する



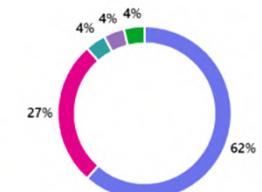
5. 直近1年間の各仕入先（発注先）との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】
 (2) 仕入先（発注先）と定期的に労務費の価格転嫁について協議の場を設けている

- 全てについて対応できている(100%)
- 基本対応できている（99~81%）
- 一部対応できている（80~41%）
- あまり対応できていない（40~1%）
- 対応できていない（0%）



8. 直近1年間の各仕入先（発注先）との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】
 (5) 仕入先（発注先）から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合、協議のテーブルにつく

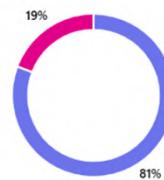
- 全てについて対応できている(100%)
- 基本対応できている（99~81%）
- 一部対応できている（80~41%）
- あまり対応できていない（40~1%）
- 対応できていない（0%）



発注者としての取り組み状況2

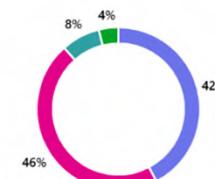
- 9.直近1年間の各仕入先（発注先）との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】
 (6) 必要に応じて仕入先（発注先）に労務費上昇分の価格転嫁に関する考え方を提示する

- 対応できている
- 対応できていない



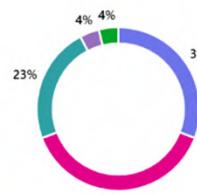
- 10.直近1年間の各仕入先（発注先）との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】
 (7) 定期的に仕入先（発注先）とコミュニケーションをとる

- 全てについて対応できている(100%)
- 概ね対応できている(99~81%)
- 一部対応できている(80~41%)
- あまり対応できていない(40~1%)
- 対応できていない(0%)



- 11.直近1年間の各仕入先（発注先）との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】
 (8) 価格交渉の記録を作成し、貴社と仕入先（発注先）の双方で保管する

- 全てについて対応できている(100%)
- 概ね対応できている(99~81%)
- 一部対応できている(80~41%)
- あまり対応できていない(40~1%)
- 対応できていない(0%)



受注者としての取り組み状況1

- 13.直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。貴社の御認識をお答えください。【各項目単一回答】
 (1) コスト全般の変動の価格反映状況

- 全て反映した(100%)
- 概ね反映した(99~81%)
- 一部反映した(80~41%)
- あまり反映しなかった(40~1%)
- 反映しなかった(0%)
- 減額した(マイナス)



- 14.直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。貴社の御認識をお答えください。【各項目単一回答】
 (2) 労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等による労務費の上昇）の価格反映状況

- 全て反映した(100%)
- 概ね反映した(99~81%)
- 一部反映した(80~41%)
- あまり反映しなかった(40~1%)
- 反映しなかった(0%)
- 減額した(マイナス)



- 15.直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。貴社の御認識をお答えください。【各項目単一回答】
 (3) 原材料価格の変動の価格反映状況

- 全て反映した(100%)
- 概ね反映した(99~81%)
- 一部反映した(80~41%)
- あまり反映しなかった(40~1%)
- 反映しなかった(0%)



受注者としての取り組み状況2

16.直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。貴社の御認識をお答えください。【各項目単一回答】
 (4) エネルギー価格の変動の価格反映状況

- 全て反映した(100%)
- 概ね反映した (99~81%)
- 一部反映した (80~41%)
- あまり反映しなかった (40~1%)
- 反映しなかった (0%)
- 減額した (マイナス)



19. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり直近1年間で取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。各コストの変動についてお答えください。【各項目単一回答】
 (3) 原材料価格の変動について

- 販売先から申し出があり協議を行った
- 販売先から申し出があったが協議を行わなかった
- 自社から申し出を行い協議に応じてくれた
- 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった
- 協議を行う必要がなかった
- 協議を申し入れることができなかった



17. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり直近1年間で取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。各コストの変動についてお答えください。【各項目単一回答】
 (1) コスト全般の変動について

- 販売先から申し出があり協議を行った
- 販売先から申し出があったが協議を行わなかった
- 自社から申し出を行い協議に応じてくれた
- 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった
- 協議を行う必要がなかった
- 協議を申し入れることができなかった



20. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり直近1年間で取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。各コストの変動についてお答えください。【各項目単一回答】
 (4) エネルギー価格の変動について

- 販売先から申し出があり協議を行った
- 販売先から申し出があったが協議を行わなかった
- 自社から申し出を行い協議に応じてくれた
- 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった
- 協議を行う必要がなかった
- 協議を申し入れることができなかった



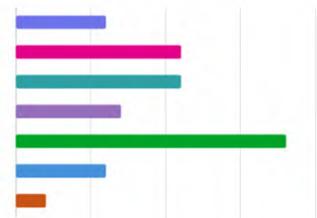
18. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり直近1年間で取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。各コストの変動についてお答えください。【各項目単一回答】
 (2) 労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等による労務費の上昇）について

- 販売先から申し出があり協議を行った
- 販売先から申し出があったが協議を行わなかった
- 自社から申し出を行い協議に応じてくれた
- 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった
- 協議を行う必要がなかった
- 協議を申し入れることができなかった



21. 「労務費の価格交渉の指針」について、①貴社が遵守出来た項目、②直近1年間で取引金額が最も大きい販売先が出来ていた項目をお答えください。【複数回答】
 (1) 貴社の行動

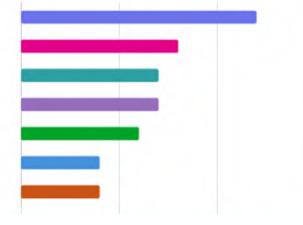
- 地・地方公共団体や中小企業の支援機関の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報収集する
- 価格交渉において、最低賃金の上昇率や春季賃金交渉の妥結額や上昇率など公表資料を用いる
- 定期的な価格交渉の時期や販売先の堅定期など、値上げ要請が行いやすいタイミングを活用する
- 販売先から価格提示をされるのを待たず自ら希望する額を提示する
- 定期的に仕入先（発注先）とコミュニケーションをとる
- 価格交渉の記録を作成し、貴社と仕入先（発注先）の双方で保管する
- その他



受注者としての取り組み状況3

22.「労務費の価格交渉の指針」について、①貴社が遵守出来た項目、②直近1年間で取引金額が最も大きい販売先が出来ていた項目をお答えください。【複数回答可】
 (2) 発注者側の行動

- 労務費の価格交渉について経営トップの関与を感じられた
- 定期的に労務費の価格転嫁について協議の場が設けられた
- 価格転嫁に関する資料や説明を求められた場合、公表資料を用いるよう依頼された
- サプライヤー全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、要請額の妥当性が判断された
- 労務費の上昇を理由に取り組みの引上げを求めたところ、協議のテーブルについた
- 労務費上昇分の価格転嫁に関する考え方を提示された
- その他



25. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、直近1年間で取引金額が最も大きい販売先との取引における各変動コストの反映状況をお答えください。【各項目単一回答】
 (3) 原材料価格の変動の価格反映状況

- 全て反映された(100%)
- 概ね反映された(99~81%)
- 一部反映された(80~41%)
- あまり反映されなかった(40~1%)
- 反映されなかった(0%)
- 減額した(マイナス)



23. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、直近1年間で取引金額が最も大きい販売先との取引における各変動コストの反映状況をお答えください。【各項目単一回答】
 (1) コスト全般の変動の価格反映状況

- 全て反映された(100%)
- 概ね反映された(99~81%)
- 一部反映された(80~41%)
- あまり反映されなかった(40~1%)
- 反映されなかった(0%)
- 減額した(マイナス)



26. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、直近1年間で取引金額が最も大きい販売先との取引における各変動コストの反映状況をお答えください。【各項目単一回答】
 (4) エネルギー価格の変動の価格反映状況

- 全て反映された(100%)
- 概ね反映された(99~81%)
- 一部反映された(80~41%)
- あまり反映されなかった(40~1%)
- 反映されなかった(0%)
- 減額した(マイナス)



24. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、直近1年間で取引金額が最も大きい販売先との取引における各変動コストの反映状況をお答えください。【各項目単一回答】
 (2) 労務費の変動(最低賃金の引上げ、人手不足への対処等による労務費の上昇)の価格反映状況

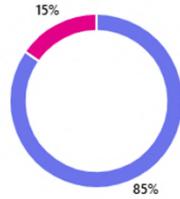
- 全て反映された(100%)
- 概ね反映された(99~81%)
- 一部反映された(80~41%)
- あまり反映されなかった(40~1%)
- 反映されなかった(0%)
- 減額した(マイナス)



令和7年3月10日付け「価格転嫁・取引適正化対策に関する取り組みの促進について（要請）」に関する取り組み状況 1

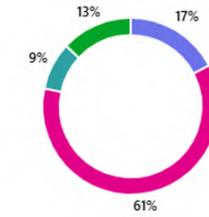
27. (1)「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」等の現行下請法第3条、第4条等の規定に違反する行為がないか自主点検を実施した

- 対応できている
- 対応できていない



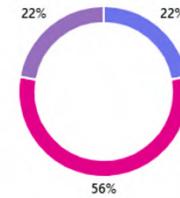
32. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信についてお答えください。
(1) 直接の取引先を超えた、更に先の取引先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を実施しているか。【単一回答】

- 1. 全てについて対応出来ている(100%)
- 2. 概ね対応出来ている (99~81%)
- 3. 一部対応出来ている (80~41%)
- 4. あまり対応出来ていない (40~1%)
- 5. 対応出来ていない (0%)



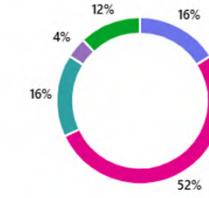
28. [(1)で1と回答し、かつ違反があった場合] 下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置を講じたか。その際、下請法の「自発的申出」を活用し、下請法違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出ることも検討したか。

- 改善措置を講じ、「自発的申出」を実施した
- 改善措置を講じたが、「自発的申出」は実施しなかった
- 改善措置や「自発的申出」を検討中である
- 改善措置を講じなかった



35.「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「指針」という。）に示された行動指針の遵守徹底状況についてお答えください。
(1) 発注企業におかれは、指針に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注企業に対して、価格交渉を行うよう促しているか。【単一回答】

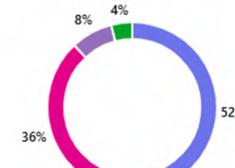
- 1. 全てについて対応出来ている(100%)
- 2. 概ね対応出来ている (99~81%)
- 3. 一部対応出来ている (80~41%)
- 4. あまり対応出来ていない (40~1%)
- 5. 対応出来ていない (0%)



29.「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直しについてお答えください。

(1) 受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃に向けた対応状況。【単一回答】

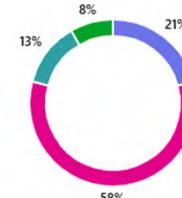
- 1. 全てについて対応出来ている(100%)
- 2. 概ね対応出来ている (99~81%)
- 3. 部対応出来ている (80~41%)
- 4. あまり対応出来ていない (40~1%)
- 5. 対応出来ていない (0%)



36.「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「指針」という。）に示された行動指針の遵守徹底状況についてお答えください。

(2) [(1)で5以外の場合] サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がなされるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させているか。【単一回答】

- 1. 全てについて対応出来ている(100%)
- 2. 概ね対応出来ている (99~81%)
- 3. 一部対応出来ている (80~41%)
- 4. あまり対応出来ていない (40~1%)
- 5. 対応出来ていない (0%)

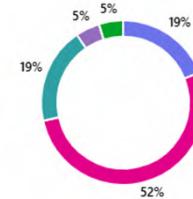


令和7年3月10日付け「価格転嫁・取引適正化対策に関する取り組みの促進について（要請）」に関する取り組み状況2

39.「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「指針」という。）に示された行動指針の遵守徹底状況についてお答えください。

（5）受注者におかれでは、指針に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行っているか。【単一回答】

- 1. 全てについて対応出来ている(100%)
- 2. 概ね対応出来ている (99~81%)
- 3. 一部対応出来ている (80~41%)
- 4. あまり対応出来ていない (40~1%)
- 5. 対応出来ていない (0%)



令和7年9月11日付け「価格転嫁・取引適正化対策に関する今後の取り組みについて（要請）」に関する取り組み状況

41.「パートナーシップ構築宣言」の推進に関する対応状況についてお答えください。
 （1）「パートナーシップ構築宣言」の登録を行いましたか【単一回答】

- 1. 登録している
- 2. 登録していない



43.警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討状況について、お答えください。
 （1）警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費について、取引実態等に照らし、価格転嫁・交渉の対象としているか。【単一回答】

- 1. 対象としている
- 2. 対象としていない

